

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)のお知らせ

本給付金を受け取るには、下記の期限までに申請が必要です。

臨時特別給付金とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して支給される給付金のことです

支給対象となる方

申請時点で小値賀町に住民記録があり、令和3年1月以降新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、「世帯全員が住民税非課税相当」の収入となった世帯(以下「支給基準」参照)

- ※ **すでに住民税非課税世帯等給付金を受給している世帯は対象になりません**
- ※ 住民税が課税されている者及びその扶養親族等のみからなる世帯は対象になりません

支給額

1世帯あたり10万円

申請期限

令和4年9月30日(金)まで

申請方法

- 役場住民課窓口にて申請書類をお受け取りください
- 申請書、申立書に必要事項を記載してください(裏面有)
- 申請時に必要な添付書類
 - 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(様式1)
 - 簡易な収入(所得)見込額の申立書(様式2)
 - 申請・請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、保険証等)のコピー
 - 受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)のコピー
 - 世帯全員分の令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入状況を確認できる書類(給料明細、漁協発行の水揚資料、農業簿記、帳簿等)のコピー
- 問い合わせ及び申請先
役場住民課内 住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当 TEL 0959-56-3111

支給時期

審査完了後30日以内 (30日を過ぎても振込がない場合は担当まで連絡ください)

- ※ 審査により、支給対象にならない場合や申請書等に不備がある場合はその旨連絡します

支給基準

住民税非課税相当とは・・・世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1ヶ月×12月)が均等割非課税水準以下であること(早見表参照)

以下早見表の収入、所得どちらかを基準にして申請することができます。

収入・所得早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円

注意事項

不正受給をした者は詐欺罪に問われる場合があります。
給付金支給後、記載事項等について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただくことになります。